

## 49 消費・安全対策交付金

【1, 947（1, 789）百万円】

### 対策のポイント

地方の自主性の下、国産農畜水産物の安全性の向上、家畜の伝染性疾病や病害虫の発生予防・まん延防止等を支援します。

### <背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的にリスク管理措置等の適切な取組を実施していくことが大切です。

### 政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進

### <主な内容>

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病やプラムポックスウイルス等の病害虫の発生予防・まん延防止
- (3) 食品トレーサビリティの普及促進

〔 交付率：10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内  
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

[お問い合わせ先：消費・安全局総務課 （03-3591-4830）]

## 50 家畜衛生等総合対策

【5, 399（5, 405）百万円】

### 対策のポイント

畜産振興及び畜産物の安定供給を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底し、それを支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

### <背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

### 政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の地域偏在の解消

### <主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4, 982（5, 016）百万円  
(1) 動物検疫システムの相互認証の協議を有利に進めるなど、畜産物の輸出促進に資するよう、近年発生が増加している牛白血病や牛ウイルス性下痢粘膜病等の家畜の伝染性疾病の清浄化対策を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視、国際共同研究による防疫体制の強化等を行います。  
また、PED（豚流行性下痢）のワクチン等必要な製剤を選定し、需要量急増に備えた保管等を支援します。  
(2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。  
〔委託費、補助率：10／10、1／2等〕  
〔委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等〕
2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 184（156）百万円  
人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者への質問や携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭するなど、水際での防疫措置の徹底を図ります。  
〔事業実施主体：動物検疫所〕
3. 産業動物獣医師の育成・確保 156（148）百万円  
産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師を志す獣医学生や獣医大学への入学者に対する修学資金及び入学金等の貸与、獣医師への職場復帰・再就職支援等を実施します。  
〔補助率：1／2以内等〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕
4. 水産防疫体制の充実・強化 77（85）百万円  
疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発等を行います。  
〔委託費〕  
〔委託先：民間団体等〕

- 〔お問い合わせ先：〕
- |        |                |                |
|--------|----------------|----------------|
| 1、2の事業 | 消費・安全局動物衛生課    | (03-3502-5994) |
| 3、4の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-2103) |

## 51 食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【836（837）百万円】

### 対策のポイント

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発、③食品への意図的な毒物等の混入の未然防止策の検討等を実施します。

### <背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費まで、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物の汚染実態を踏まえた安全性向上対策の策定、生産資材（農薬や肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査や試験等に基づく使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行っていく必要があります。
- ・また、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会は、大規模国際イベントであり、食品テロ防止対策が必要です。

### 政策目標

- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を実施
- 平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会での食品テロを防止

### <主な内容>

#### 1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 247（244）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について汚染実態を調査し、必要に応じて安全性向上対策を検討します。

また、輸出促進に資するよう、国産食品中の有害化学物質・微生物の実態について、国際的に通用する科学的に信頼性の高いデータを整備します。

（委託費、補助率：定額  
委託先、事業実施主体：民間団体等）

#### 2. 食品の生産資材安全確保総合対策事業 572（592）百万円

生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等を行います。

（委託費、補助率：定額  
委託先、事業実施主体：民間団体等）

#### 3. 食品テロ防止対策事業〔新規〕 17（－）百万円

平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会の期間中に食品テロが発生し、甚大な被害や我が国農林水産物・食品の輸出拡大への悪影響が生じることを阻止するため、選手村、競技会場、プレスセンター等での料理提供に関する食品テロ防止対策を検討します。

（委託費、補助率：定額  
委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：消費・安全局

1 及び 3 の事業 消費・安全政策課 （03－6744－2135）

2 の事業のうち

農薬・肥料 農産安全管理課 （03－3591－6585）

飼料・動物用医薬品 畜水産安全管理課 （03－6744－2103）

## 52 産地偽装等取締強化対策

【258（255）百万円】

### 対策のポイント

悪質な産地偽装等が後を絶たない中、効率的・効果的な食品表示の監視を実施するため、食品の科学的分析による原産地判別等の結果を活用した取締りを強化します。

### <背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装の取締りを強化していくことが必要です。
- ・そのためには、民間の分析機関での原産地判別に係る分析や、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適切に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが大切です。

### 政策目標

- 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率及び加工食品の「義務表示事項」の不適正表示率（10%以下（平成28年度））
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保

### <主な内容>

#### 1. 産地表示適正化対策事業

24（21）百万円

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りの一環として、原産地判別のための科学的分析を行います。

（委託費）  
（委託先：民間団体等）

#### 2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

234（234）百万円

国内でと畜される年間約120万頭の全ての牛枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費）  
（委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

- |      |                |                |
|------|----------------|----------------|
| 1の事業 | 消費・安全局表示・規格課   | (03-6744-2100) |
| 2の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-6744-1525) |

## 53 食品リサイクル促進等総合対策事業

【96（111）百万円】

### 対策のポイント

製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を促進します。

### <背景／課題>

- ・我が国の食品産業においては、年間1,916万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が331万トン発生していると推計されています。また、食品産業全体では、食品廃棄物の再生利用等実施率が85%に達するものの、食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品小売業や外食産業では再生利用等実施率が低迷しています。
- ・世界で約8億人の人々が栄養不足状態にある中、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクル推進は喫緊の課題となっています。

### 政策目標

食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成  
(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)

### <主な内容>

#### 1. 食品ロス削減国民運動の展開

26（36）百万円

食品関連事業者による商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組について、その効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者による食品ロス削減の実践を促す取組やフードバンク活動<sup>\*1</sup>を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援します。

※1 フードバンク活動とは、包装の印字ミスなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

（補助率：定額、1／2以内）  
（事業実施主体：民間団体等）

### <各省との連携>

- 6府省（内閣府、消費者庁、文科省、農水省、経産省、環境省）
  - ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する6府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

#### 2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進 31（33）百万円

食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液<sup>\*2</sup>の肥料利用を行うための取組を支援します。

また、収集運搬の効率化や新たな技術の導入等による再生利用、減量の効果等を分析・整理し、普及する取組を支援します。

※2 メタン発酵消化液とは、有機物をメタン発酵処理し、バイオガスをとった後に残る肥料成分を多く含む液体

（補助率：定額、1／2以内）  
（事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

食料産業局バイオマス循環資源課

（03-6744-2066）

## 現状と課題

- 食品産業における「食品ロス」は年間331万トン発生
- 食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品流通の川下では再生利用等実施率が低迷

食品リサイクル法に基づく  
新たな基本方針を策定  
(平成27年7月)



新たに以下の取組を拡充

## 対 応

新たな基本方針を踏まえ、

- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組を促進
- リサイクルが低迷している外食産業における食品廃棄物の再生利用の取組等を促進

## 食品産業における食品ロス削減の促進

### 事業内容

商慣習の見直し等により廃棄コストが軽減された取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

### 具体的内容

#### 【分析・整理の内容】

- ・コスト削減効果、追加コスト発生等のメリット・デメリット
- ・商慣習の見直しに向けた関係者との調整の際のポイント等

#### 【普及の手法】

- ・整理した内容を実践的なモデルとし、セミナー等を通じて事業者へ広く普及



## 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

### 事業内容

収集運搬の効率化や新たな技術の導入等により再生利用、減量に効果があった取組等を分析・整理し、その内容を広く普及。

### 具体的内容

#### 【分析・整理の内容】

- ・取組を行ったことによるコスト削減効果
- ・再生利用事業者、農業者といったリサイクル関係者との調整の際の留意点 等

#### 【普及の手法】

- ・整理した内容を取りまとめ食品リサイクルマニュアルを作成
- ・外食事業者向けのセミナー等を開催し、作成した食品リサイクルマニュアルを普及



事業者自身による主体的な取組を促進し、食品産業の体質強化へつなげる

## 54 日本型直接支払

【82,901(79,859)百万円】

### 対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

### <背景／課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

### 政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

### <主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 51,251(48,251)百万円

#### (1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

（補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）

事業実施主体：農業者等の組織する団体）

#### (2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

（補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等

都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）

事業実施主体：農業者等の組織する団体）

2. 中山間地域等直接支払交付金 29,000(29,000)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策（平成27年度～31年度）では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

（補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,651(2,609)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

（補助率：定額（緑肥の作付：8,000円/10a等）  
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

（お問い合わせ先：  
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)  
2の事業 農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)  
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

# 多面的機能支払制度の概要

【平成28年度予算概算要求額 51,251 (48,251) 百万円】

## 多面的機能支払交付金

48,799 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

### ○ 農地維持支払

#### 【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

#### 【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

### ○ 資源向上支払

#### 【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

#### 【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動  
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外來種駆除

#### ◎ 単価表（単位：円/10a）

|     | 都府県     |                                     |                                     | 北海道     |                                     |                                     |
|-----|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|     | ①農地維持支払 | ②資源向上支払<br>※1<br>〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕 | ③資源向上支払<br>※2, 3<br>〔施設の長寿命化のための活動〕 | ①農地維持支払 | ②資源向上支払<br>※1<br>〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕 | ③資源向上支払<br>※2, 3<br>〔施設の長寿命化のための活動〕 |
| 田   | 3,000   | 2,400                               | 4,400                               | 2,300   | 1,920                               | 3,400                               |
| 畑※4 | 2,000   | 1,440                               | 2,000                               | 1,000   | 480                                 | 600                                 |
| 草地  | 250     | 240                                 | 400                                 | 130     | 120                                 | 400                                 |

〔農地・水保管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 2,452 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算要求額 29,000 (29,000) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金  
28,475 (28,475) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援。

## 【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、  
離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法、  
東日本大震災復興特別区域法

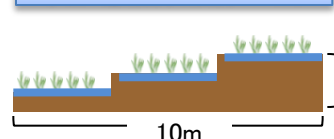
## 【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

## 【主な交付単価】

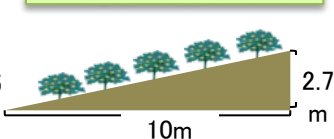
| 地目 | 区分          | 交付単価<br>円/10a |
|----|-------------|---------------|
| 田  | 急傾斜(1/20～)  | 21,000        |
|    | 緩傾斜(1/100～) | 8,000         |
| 畑  | 急傾斜(15度～)   | 11,500        |
|    | 緩傾斜(8度～)    | 3,500         |

水田:急傾斜(傾斜:1/20)



21,000円/10a

畑:急傾斜(傾斜:15°)



11,500円/10a

- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付。
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定。

## 【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等)
- ② 体制整備のための前向きな取組(生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築)

## 【加算措置】

- ◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

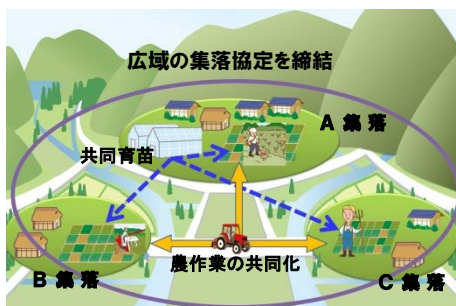
### 【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。

[単価]

地目にかかわらず  
3,000円/10a



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

[単価]

|            |            |
|------------|------------|
| 田          | 畑          |
| 4,500円/10a | 1,800円/10a |

### 【超急傾斜農地保全管理加算】

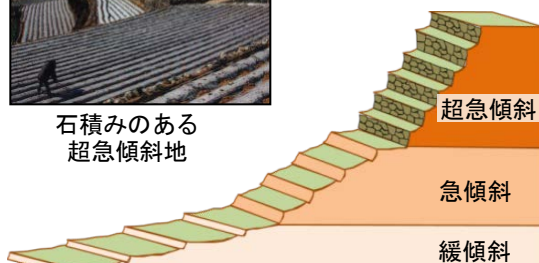
超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。

[単価]

田・畑  
6,000円/10a



石積みのある  
超急傾斜地



【中山間地域等直接支払推進交付金】 525 (525) 百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

# 環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算概算要求額 2,651 (2,609) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金  
2,519 (2,470) 百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

## 【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

## 【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い  
営農活動への支援

### 支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

土壌中に炭素を貯留し  
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い  
営農活動への支援

### 支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

様々な生物を地域で育み  
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

## ◎ 単価表

- ・ 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援
- ・ 同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に対して支援

| 全国共通取組                 |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 対象取組                   | 交付単価                       |
| 緑肥の作付け                 | 8,000円/10a                 |
| 堆肥の施用                  | 4,400円/10a                 |
| 有機農業<br>(うちそば等雑穀・飼料作物) | 8,000円/10a<br>(3,000円/10a) |

| 地域特認取組の例     |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 対象取組         | 交付単価                        |
| IPM※1を実践する取組 | 4,000円/10a<br>～8,000円/10a※2 |
| 冬期湛水管理※3     | 8,000円/10a                  |

- ※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術
- ※2：対象作物や交付単価は道県により異なる
- ※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 132(139)百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

## 55 農村集落活性化支援事業

【600（600）百万円】

### 対策のポイント

人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・農村地域においては、人口の減少・高齢化が都市に先駆けて進行し、単独で農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が増加しています。
- ・このため、集落機能の低下により農地の管理が難しくなっている地域において、地域全体の存続を図るための将来像の構想を策定する取組や、集落間の連携によって互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る必要があります。

### 政策目標

全国150地域において、集落のネットワーク化等を通じ農村地域の維持・活性化を実現（平成27～31年度）

### <主な内容>

#### 1. 住民が主体となった地域の将来ビジョン作成

- (1) 住民間で徹底した話し合いを行う際に、専門知識をもったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催を支援します。
- (2) 地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための先進地視察、セミナー参加等を支援します。
- (3) 地域の将来像を構想するために必要なビジョンの作成を支援します。

#### 2. 地域全体の維持・活性化を図るための体制構築

農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織（集落営農組織等）を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービス（農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等）の提供が可能な体制の構築を支援します。

補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）  
（事業開始年度の翌年度以降は毎年度減額）  
事業実施主体：地域協議会

### <各省との連携>

- 総務省 ・過疎集落等を対象に、基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏において、生活の営みを確保し、生産の営みを振興する取組を支援
- 国土交通省 ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2203）]

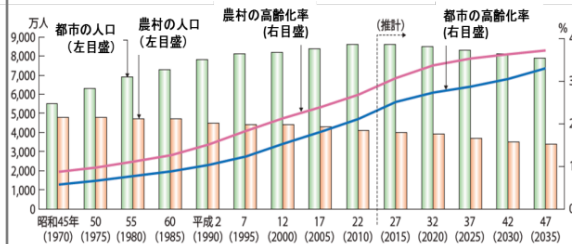
# 農村集落活性化支援事業

- 農村地域においては、人口減少・高齢化が都市に先駆けて進行し、単独で農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が増加。
- このため、集落機能の低下により農地の管理が難しくなっている地域において、地域全体の存続を図るための将来像の構想を策定するとともに、集落間の連携によって互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る取組に対して支援することにより、農村集落の活性化を推進。

## 【農山漁村の現状】

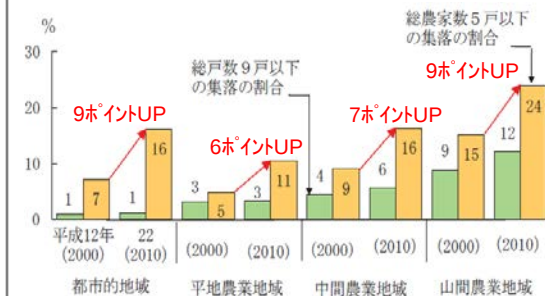
- ・ 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。
- ・ 小規模集落が増加し、集落機能が低下。

## 【DIDs※・非DIDsの人口と高齢化率の推移と見通し】

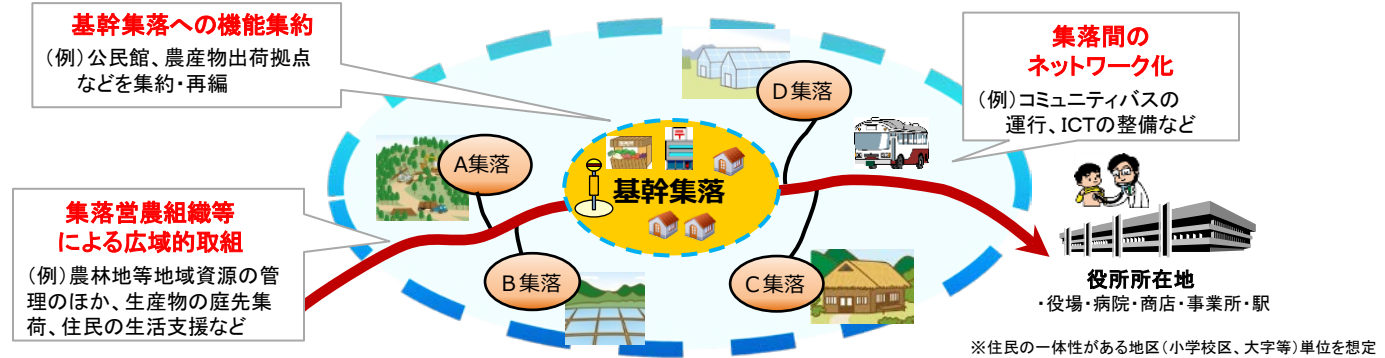


※DID: Densely Inhabited District (人口集中地区)  
資料: 食料・農業・農村白書

## 【小規模集落の割合の推移】



## 地域全体の存続を図るため集落機能の集約と周辺集落のネットワーク化を推進



このような地域の実現に向け、できるところから取組を進めていく

## 【農林水産省の支援策の概要】 1地区当たり上限1,000万円(事業開始年度の翌年度以降は毎年度減額)

### 1. 住民が主体となった地域の将来ビジョン作成

- ・ 住民間の徹底した話し合いを行う。その際、必要に応じ、専門知識をもったアドバイザーがコーディネートするワークショップを開催。
- ・ 地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための先進地視察、セミナー参加等を実施。
- ・ 地域の将来像を構想するために必要なビジョンを作成。



### 2. 地域全体の維持・活性化を図るための体制構築

- ・ 農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織(集落営農組織等)を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービス(農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等)の提供が可能な体制を構築。



## 56 山村活性化支援交付金

【800（750）百万円】

### 対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化が必要となっています。

### 政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の8割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

### <主な内容>

地域の農林水産物等の当該地域内での消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村振興法に基づき指定された振興山村における薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を図る取組の試行実践等を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）

事業実施主体：市町村等）

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-3502-6005）]

# 山村活性化支援交付金

平成28年度予算概算要求額【800（750）百万円】

## 山村の役割と現状

- 山村は、全国の林野面積の6割、農地面積の2割を占め、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮について大きな役割を担う重要な地域。
- しかしながら山村では、人口減少や高齢化が著しく、地域社会の活力が低下。

## 対策のポイント

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住民を中心にゆとり、やすらぎの場としても評価が高まっているところ。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。
- このため、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための活動を支援。

## 対策の内容

### ○ 地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

#### (1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

〔資源量調査、文献調査、聞き取り調査  
地域資源の管理・保全形態等調査 等〕



現地調査

#### (2) 地域資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

〔住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催  
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり  
技術研修会等の開催 等〕



合意形成・計画づくり

#### (3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

〔マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり  
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり  
商品パッケージ等のデザイン検討 等〕



地域産品の加工及び商品化

農林水産業を核とした地元の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

- 補助率：定額(1地区当たり上限1,000万円)
- 事業実施主体：市町村等
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村

山村の活性化  
農林水産業やそれを担う地域の振興

## 57 離島漁業再生支援交付金

【1, 206（1, 206）百万円】

### 対策のポイント

- ・条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、漁場の生産力の向上など漁業再生活動を支援します。
- ・また、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・離島漁業は離島経済を支える基盤的産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃油・水の補給地などとして、我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題です。
- ・一方、離島は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下にあり、漁業就業者の減少・高齢化も進行しています。
- ・このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、最終的には無人離島に陥り、広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがあります。
- ・このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性を最大限活用しつつ、離島漁業を維持・再生させていくことが必要です。

### 政策目標

離島の漁業集落が漁業再生のために行う取組等により、離島漁業者の漁業所得を維持

### <主な内容>

#### 1. 離島漁業再生支援交付金 1, 156（1, 156）百万円

##### （1）基本交付金

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金（1集落（20世帯相当）当たり国費136万円）を交付します。

##### （2）新規就業者特別対策交付金

初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

#### 2. 離島漁業再生支援推進交付金 50（50）百万円

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援します。

（補助率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）  
事業実施主体：地方公共団体）

[お問い合わせ先：水産庁防災漁村課（03-6744-2392）]

# 離島漁業再生支援交付金【平成28年度予算概算要求額 1,206(1,206)百万円】

## 【離島漁業再生支援交付金】 1,156(1,156)百万円

### 第3期対策

(平成27年度～平成31年度)

- ・共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。
- ・新規漁業就業者への漁船・漁具等のリースの取組を支援する「新規就業者特別対策交付金」を実施。

### 【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

### 【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

(基本交付金) (1集落(20世帯相当)当たり国費136万円)

- ① 漁業の再生に関する話合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組  
種苗放流、漁場の管理・改善、  
産卵場・育成場の整備 等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組  
新たな漁具・漁法の導入、  
新規漁業への着業、  
流通体制の改善、高付加価値化、  
販路拡大 等

(新規就業者特別対策交付金)

(モデル: 1隻(4.9t・中古漁船相当)当たり国費125万円)

新規漁業就業者への漁船・漁具等  
のリースの取組

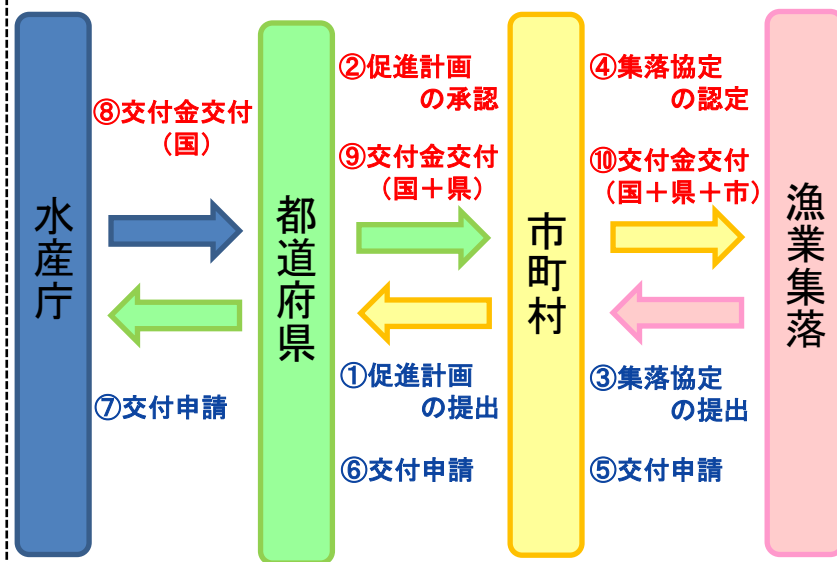


アワビの種苗放流



サワラ高付加価値化

### 【事業の仕組み】



【離島漁業再生支援推進交付金】 50(50)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

## 58 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6, 250（6, 150）百万円】

### 対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつあります。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用し、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要です。
- ・地方創生の観点から、農山漁村の雇用の確保、所得の向上、集落機能の集約とネットワーク化を推進することも重要です。

### 政策目標

地域間交流拠点の整備による交流人口の増加（平成30年度までに500万人）

### <主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備を支援します。
2. 生活環境施設の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。
3. 地域間交流拠点等の整備：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

交付率：都道府県及び市町村へは定額  
（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）  
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

### <連携プロジェクト>

- 子ども農山漁村交流プロジェクト  
受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援します。
- 「農」と福祉の連携プロジェクト  
高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援します。
- 農観連携プロジェクト  
農林漁業・農山漁村体験施設等の受入環境の整備を支援します。
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト  
空き家・廃校等を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる施設等の整備を支援します。

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814）]

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

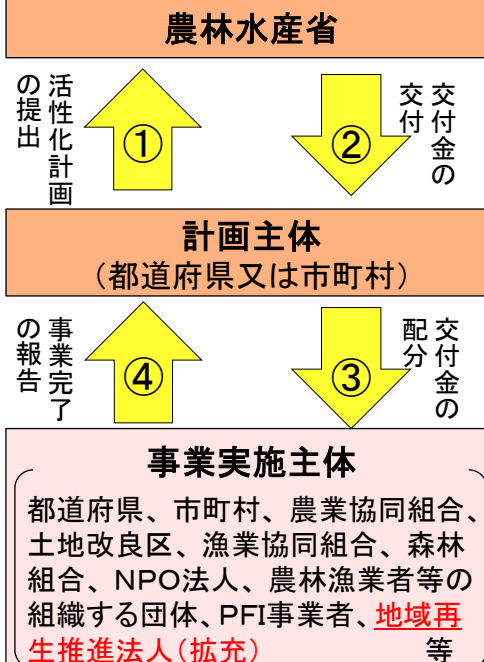
【平成28年度予算概算要求額：6,250（6,150）百万円】

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援。
- 人口減少社会を踏まえ、農山漁村における雇用の確保、所得の向上、集落機能の集約とネットワーク化の観点から地方創生の取組を支援するとともに、観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の交流を推進。

## 交付金の特徴

- 地域の創意工夫等による活性化計画の策定・提出
- 計画主体に対して、定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）の交付金を交付
- 地域の実情に応じて複数年（5年以内）の計画策定が可能
- 地域独自の提案メニューも支援

## 交付金の流れ



## 交付金対象施設

### 生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援



味噌加工施設

農林水産物処理加工施設



柿の集出荷施設

農林水産物集出荷貯蔵施設

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、区画整理、農業用排水路、育苗施設 等

### 生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援



浄水施設

簡易給排水施設



廃屋利用の一定期間宿泊施設

農山漁村定住促進施設

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等

### 地域間交流拠点

都市住民や一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援



宿泊体験施設

廃校・廃屋等改修交流施設



農産物直売施設

地域連携販売力強化施設

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

### 資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援



木質バイオマスボイラー

自然・資源活用施設

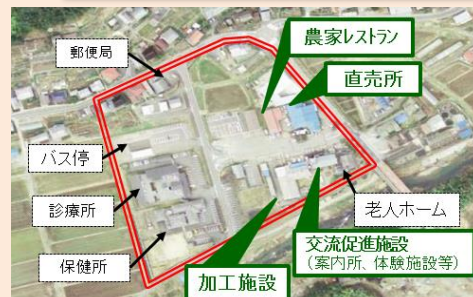


堆肥化施設

リサイクル施設

遊休農地解消支援、自然・資源活用施設、リサイクル施設、集落拠点強化施設 等

## 「小さな拠点」の形成を支援



集落の施設を「小さな拠点」に集約し、人口減少社会に対応した集落機能の維持を図る取組を支援

【凡例】

…小さな拠点の範囲

…本交付金にて支援可能な主な施設

## 連携プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト  
受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援
- 「農」と福祉の連携プロジェクト  
高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援
- 農親連携プロジェクト  
農林漁業・農山漁村体験施設等の受入環境の整備を支援
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト  
空き家・廃校等を活用した田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援

## 59 美しい農村再生支援事業

【96（300）百万円】

### 対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法など、農村の総合的な価値を構成していますが、現代においてはその価値が希少化するとともに、保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

### 政策目標

平成29年度までに50地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

### <主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定した世界農業遺産（GIAHS）に該当する地域を対象に以下の支援を行います。

#### 1. 農村の価値の向上・継承

66（260）百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制づくりや、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立上げを支援します。

（補助率：定額（1計画当たり上限600万円等）  
事業実施主体：市町村等）

#### 2. 残したい農村資源の保全・復元

30（40）百万円

体制づくりや取組の立上げ等の上記1の活動に併せて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

（補助率：1／2等（1計画当たり上限1,700万円）  
事業実施主体：市町村等）

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課（03-3501-8359）]

# 美しい農村再生支援事業

平成28年度予算概算要求額【96(300)百万円】

## 現状とニーズ

- 過疎化・高齢化により、集落の活力低下。
- 潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源が存在し、年々老朽化が進行。
- 農村の歴史的景観や伝統等に対する都市住民のニーズの高まり。
- 農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まり。

## 支援内容

美しい農村を再生する取組の必要性

- 地域住民や、都市のボランティア等が参加した体制づくり、計画づくり



- 体制整備や活動立ち上げに付随的に必要となる農業資源の整備



- 地域活性化の取組の立ち上げ  
※ 特徴的な農村資源を活用した地域の魅力向上 等



(棚田米)

新たな取組の計画づくり

住民参加による農業資源の整備

地域産品のブランド化

1. 農村の価値の向上・継承 (66百万円、補助率:定額(1計画当たり上限600万円等))
  2. 残したい農村資源の保全・復元 (30百万円、補助率:1/2等(1計画当たり上限1,700万円))  
※ 1のみの実施が可能
- 対象: ・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区  
・ 国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域
- 事業実施主体: 市町村等

## アウトプット(期待する効果)



都市住民が参加する  
田植え・収穫祭



花祭りの開催



観光客訪問



外国人訪問



地域産品の  
販売促進

歴史的景観や伝統等を活用した農村の活性化のための自立的な活動体制づくり

## 60 都市農業機能発揮対策事業

【250（191）百万円】

### 対策のポイント

都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

### <背景／課題>

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組が求められています。
- ・こうした中、平成27年4月に制定された都市農業振興基本法においても、都市農業の振興に必要な措置を講じるよう定められております。
- ・このため、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の意義の啓発、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等を進めるとともに、東日本大震災を契機として、実践的な機能の強化が求められている防災協力農地（災害時に避難地等となる農地）の具体化と横展開を進めていく必要があります。

### 政策目標

都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大  
(意識意向調査による肯定的評価の割合(52%(平成23年度)→70%(平成32年度))

### <主な内容>

#### 1. 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

委託費  
委託先：地方公共団体等

#### 2. 都市農業の意義の周知

都市農業の多様な機能の発揮を推進するため、農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

#### 3. 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額  
事業実施主体：市町村、JA、NPO法人等

#### 4. 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率：定額、1／2以内  
事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）]

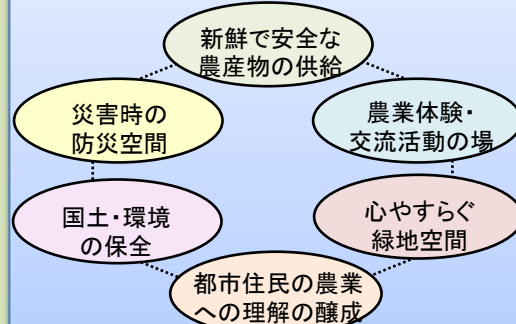
## 都市農業振興基本法 （平成27年4月制定）

### 〈目的〉

都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資する

### 〈基本理念〉

・都市農業の多様な機能の発揮



・良好な市街地形成における農との共存  
・国民の理解の下での施策の推進

### 〈基本的施策〉

・農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保  
・防災等の機能の発揮  
・的確な土地利用計画策定等のための施策  
・税制上の措置  
・地産地消の促進  
・農作業体験の環境の整備（市民農園、福祉農園等）  
・学校教育での活用  
・国民の理解と関心の増進  
・都市住民による知識・技術の習得の促進  
・調査研究の推進

都市農業振興基本法の基本理念の具体化を推進

## 都市農業についての制度検討

国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

（委託費）

（委託先：地方公共団体等）



現地における実証調査と検討

## 都市農業の機能発揮

### 専門家の派遣・講習会等の開催

農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣や講習会・啓発事業の開催等を支援。

（補助率：定額）（事業実施主体：民間団体等）



住民を対象とした啓発事業

### 防災協力農地の機能の強化

実践的な機能の強化が求められる防災協力農地について、先進事例（地区防災計画との連携、避難訓練の実施、簡易な防災兼用施設の整備等）の創出と横展開を推進。

（補助率：定額）（事業実施主体：市町村、J A、N P O法人等）



都市農地にあるハウスを活用した炊き出し訓練

### 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

○福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。

（補助率：ハード・1/2以内 + ソフト・定額）

○福祉農園の全国への拡大・定着を推進。

（補助率：定額）

（事業実施主体：N P O法人、社会福祉法人、民間団体等）



介護福祉施設での農園整備

## 61 都市農村共生・対流総合対策

【2, 850 (2, 750) 百万円】

### 対策のポイント

観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図ります。

### <背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・また、訪日外国人旅行者が急増していることを契機として、これら外国人旅行者を農山漁村に呼び込み、地域経済の活性化を図る必要があります。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携した豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動、インバウンド（訪日外国人旅行者）の受入体制づくり、市町村が中心となった地域資源を活用する取組を支援し、都市と農村の共生・対流や地域経済の活性化を総合的に推進する必要があります。

### 政策目標

都市と農村の共生・対流等を通じて、平成29年度までに、訪日外国人旅行者を含めた都市と農山漁村の交流人口を1,100万人まで増加させることなどにより、所得・雇用の増大を実現

### <主な内容>

#### 1. 都市農村共生・対流総合対策交付金 2, 050 (2, 000) 百万円

##### (1) 集落連携推進対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援します。

〔補助率：定額（1地区当たり上限800万円等）  
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等〕

##### (2) 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します（総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用）。

〔補助率：定額（1地区当たり250万円）  
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等〕

##### (3) 施設等整備対策

農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等や、外国人旅行者の受入れを見据えた農家民宿等の環境整備を支援します。

〔補助率：1/2等（1地区当たり上限2,000万円等）  
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村等）等〕

##### (4) 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、インバウンド推進のための情報発信等の取組を支援します。

〔補助率：定額  
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等〕

※ 重点対策として、連携プロジェクト（子ども農山漁村交流、「農」と福祉の連携、農観連携）を実施。

#### 2. 山村活性化支援対策

800 (750) 百万円

人口減少や高齢化が著しい山村における所得・雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。

〔補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）  
事業実施主体：市町村等〕

お問い合わせ先：

- |      |               |                |
|------|---------------|----------------|
| 1の事業 | 農村振興局都市農村交流課  | (03-3502-5946) |
| 2の事業 | 農村振興局中山間地域振興課 | (03-3502-6005) |

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。
- このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。
- また、急増している訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込むための受入体制づくりを推進。

## 農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心



所得・雇用の増大、  
活性化の必要

都市と農山漁村  
の共生・対流  
を強力に推進



## 消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

## 主な連携プロジェクト

### 子ども農山漁村交流プロジェクト

- 子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進
- ・体験プログラムや安全対策の充実などの受入体制づくり、宿泊・体験施設の整備等



子供の体験学習

### 「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進
- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣、福祉農園の開設・整備等



高齢者生きがい農園

### 農観連携プロジェクト

- グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進
- ・農山漁村地域の地域資源の発掘・磨き上げ、受入環境整備やプロモーションの推進



農家での交流

## 食と農を活用したインバウンドの推進施策との連携

- 食と農を活用したインバウンドの推進施策と連携し、訪日外国人旅行者を農山漁村に呼び込むための受入体制づくりを進め、農山漁村の所得向上・雇用創出を図る取組を推進



## 都市農村共生・対流総合対策

### 都市農村共生・対流総合対策交付金 【2,050(2,000)百万円】

#### 集落連携推進対策

（旧小学校区単位）

- ・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額
 

|                       |
|-----------------------|
| 1地区当たり上限800万円         |
| 中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 |
| 1地区当たり上限900万円         |

#### + 人材活用対策

- ・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施  
※総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（1地区当たり上限250万円）

#### + 施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等
- ・外国人旅行者の受入を見据えた農家民宿等の環境整備を支援【拡充】

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村）等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等（1地区当たり上限2,000万円 等）

#### 広域ネットワーク推進対策

（全国・都道府県単位）

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

## 山村活性化支援対策

【800(750)百万円】

- ・山村の所得・雇用の増大に向け、地域の農林水産物等の域内消費の拡大や域外への販売促進等に必要な組織・体制づくり、域内人材の育成、取組の試行実践等を支援

- 実施主体：市町村等
- 補助率：定額（1地区当たり上限1,000万円）

## 62 農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策 【993（1,042）百万円】

### 対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

### <背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要です。
- ・また、再生可能エネルギーの取組についての農山漁村特有の課題の解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画を進め、所得向上につなげる必要があります。

### 政策目標

- 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）
- 小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた施設設計等を年間約100地域で実施（平成28年度）

### <主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 103（201）百万円  
（1）事業化推進事業 71（169）百万円  
発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

- （2）事業化サポート事業 31（31）百万円  
発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

2. 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業〔新規〕 60（－）百万円  
農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

### <各省との連携>

- 環境省 ・地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりを支援

[平成28年度予算概算要求の概要]

3. 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 830 (830) 百万円  
(1) 小水力発電等の調査設計等への支援 358 (473) 百万円  
小水力発電施設等の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕  
〔事業実施主体：地方公共団体、民間団体等〕

- (2) 土地改良区等技術力向上支援 225 (220) 百万円  
小水力発電施設等の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導等の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体〕

- (3) 省エネ型集落排水施設実証への支援 247 (138) 百万円  
農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネルギー機器等の活用による更新整備技術の実証の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：  
1、2の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ (03-6744-1508)  
3の事業 農村振興局農村整備官 (03-6744-2209)〕

## 63 地域バイオマス産業化推進事業

【907（751）百万円】

### 対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します。

### <背景／課題>

- ・地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、関係事業者・自治体等の連携により、経済性のある原料収集から製造・利用までの一貫システムを確立する必要があります。
- ・7府省※が共同で地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に向けた取組を連携して支援する必要があります。

※ 7府省とは、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 政策目標

- 約100地区でのバイオマス産業都市の構築（平成30年）
- 約5,000億円規模のバイオマス関連産業の創出（平成32年）

### <主な内容>

#### 1. 地域バイオマス産業化支援事業

33（26）百万円

##### （1）地域段階の取組

18（18）百万円

バイオマス産業都市の構築を目指す地域（市町村・企業連合等）による構想づくりを支援します。

##### （2）全国段階の取組

15（8）百万円

バイオマス産業都市等のネットワーク化と普及のための活動（データベース構築、連絡協議会、シンポジウムの開催等）を支援します。

（補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等）

#### 2. 地域バイオマス産業化整備事業

874（725）百万円

バイオマス産業都市として選定された地域におけるプロジェクトの推進に必要な施設整備を支援します。

（補助率：1／2以内  
事業実施主体：民間団体等）

### <各省との連携>

- 7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等によりバイオマス産業都市の構築を連携して支援

（経済産業省：バイオマスエネルギーの導入を促進  
国土交通省：下水汚泥の有効利用の促進  
環境省：地球温暖化対策及び循環型社会の構築を推進）

（お問い合わせ先：  
食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479））

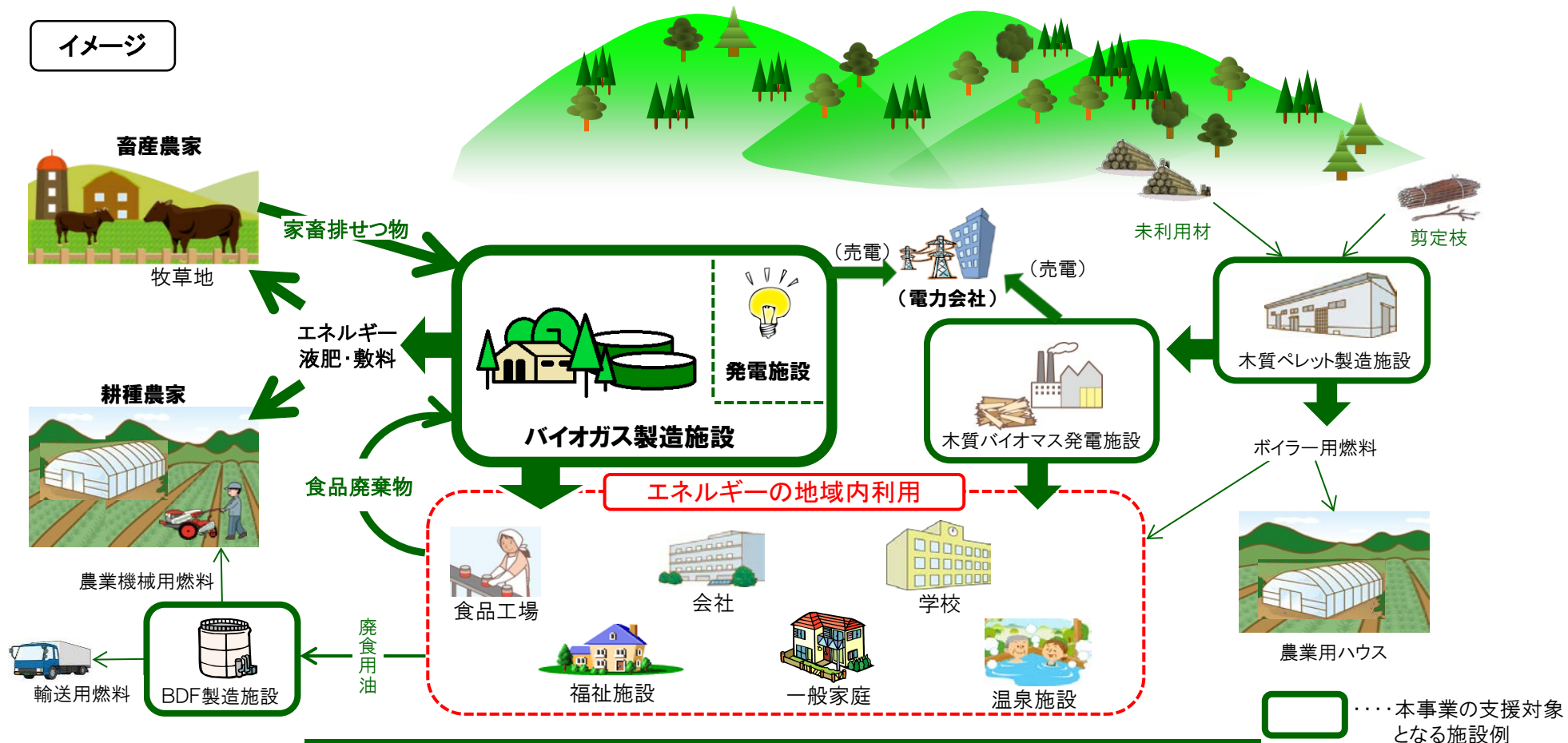
# 地域バイオマス産業化推進事業

## ～バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり～

平成28年度予算概算要求額  
907(751)百万円

- バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。
- 本事業は、市町村や企業連合等によるバイオマス産業都市の構想づくりや、構想実現に必要な地域のバイオマスを活用した産業化のための施設整備等の取組を支援。

イメージ



バイオマスを活用した地域活性化

## 64 鳥獣被害防止対策の推進

【10, 150(9, 650)百万円】

### 対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

### <背景／課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・さらに、増加する捕獲個体を地域資源として活用する観点から、ジビエ活用を推進するための関係者間のマッチング等の推進、迅速な搬出体制や低温管理体制の構築、全国的な流通規格の検討等の取組を推進することが重要です。

### 政策目標

- 野生鳥獣を約50万頭捕獲※（平成28年度）（本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上  
（約14%（平成26年度）→30%（平成30年度）（捕獲個体のうち、利用される頭数の割合））

※ 平成24年度397万頭（シカ、イノシシ生息頭数推計）を平成35年度までに210万頭とするための平成28年度の捕獲目標

### <主要内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9, 650(9, 500)百万円  
市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- ・侵入防止柵※、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備

※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

- ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組

等へ支援するとともに、

新たに、ジビエ活用を推進するための関係者間のマッチング、迅速な搬出体制や低温管理体制の構築、全国的な流通規格の検討等の取組を支援します。

（交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）  
事業実施主体：地域協議会、民間団体等）

2. シカによる森林被害緊急対策事業 500(150)百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲、効果的な防除、実施結果の検証等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化等を図ります。

（補助率：定額  
事業実施主体：国、都道府県、民間団体等）

### <各省との連携>

- 環境省 ・改正鳥獣法に基づき、鳥獣の保護及び管理に係る人材育成、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲等の取組を支援

（お問い合わせ先：  
1の事業 生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室（03-3591-4958）  
2の事業 林野庁研究指導課（03-3502-1063）

# 鳥獣被害防止対策の推進

## 鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成28年度概算要求額:9,650(9,500)百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止のための取組や施設の整備、ジビエ活用取組等を支援します。

### ハード対策

#### ○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

#### ○鳥獣の食肉(ジビエ)等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設(射撃場)

#### 【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

#### 【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

### ソフト対策

#### ○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

#### ○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

#### ○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

#### ○捕獲活動経費の直接支援

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

#### ○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修

(※定額支援)

#### ○ジビエ活用を推進するための関係者間のマッチング等の推進、迅速な搬出体制や低温管理体制の構築、全国的な流通規格の検討等の取組(新規)

(※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援)

#### 【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

#### 【交付率】

都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入



実施隊への研修



ジビエ活用の推進

## シカによる森林被害緊急対策事業

【平成28年度概算要求額:500(150)百万円】

シカ被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域的な捕獲と防除等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域において、監視体制の強化等を図ります。

### (1)シカ森林被害緊急対策

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額

#### ①緊急捕獲等の実践

##### 【事業内容】

シカ被害の深刻な地域において、市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が計画を策定し、地域の連携により囲いわな等による捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施。



囲いわなによる捕獲

#### ②捕獲強化のための行動把握

##### 【事業内容】

シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図るため、GPS首輪による行動追跡調査、自動撮影カメラによるシカの出没状況の調査等を実施。



GPS首輪を用いた行動追跡調査

### (2)シカ防除と組み合わせた森林施業手法の実証・普及

【事業実施主体】民間団体等

【補助率】定額

##### 【事業内容】

- ・防除と組み合わせた人工林の施業方法や天然林の更新・復旧手法等の実証、普及
- ・広域にわたる森林被害状況の定量的な把握手法の確立等によるシカ被害対策の重点的な実施。